

#### 議第74号

呉市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

呉市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年呉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

付 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行規則の一部改正に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。